

神奈川県国民保護計画の変更について

1 趣旨

事態対処法施行令等の改正に伴い、神奈川県国民保護計画の一部を変更するものである。

2 変更の概要

(1) 事態対処法施行令の改正に伴うもの

- ・「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に変更
- ・「横浜防衛施設局」を「南関東防衛局」に変更

(2) 指定地方公共機関の指定の解除に伴うもの

- ・「二宮ガス株式会社」の削除

(3) その他

- ・誤記の訂正
- ・統計の数値の修正

3 備考

今回の変更は、国民保護法施行令第5条に規定された軽微な変更であることから、神奈川県国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は行わない。

神奈川県国民保護計画 新旧対照表

番号	頁	変更前	変更後
1	v	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、 環境省、防衛省及び防衛施設庁	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、 環境省及び防衛省
2	vi	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 政令 で定めるもの	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令 で定めるもの
3	4	1 基本的人権の尊重 県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合 に あっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。	1 基本的人権の尊重 県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合 で あっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。
4	8	(18) 横浜防衛施設局 （横須賀防衛 施設 事務所、座間防衛 施設 事務所）	(18) 南関東防衛局 （横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）
5	9	(6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)）	(6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、 国際興業(株) 、東急バス(株)、東都観光バス(株)）
6	9	(13) 日本郵政公社 ア 郵便の送達の確保 イ 窓口業務の維持	(13) 郵便事業(株) 郵便 物 の送達の確保
7	9	(3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、 二宮ガス(株) 、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)）	(3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)）
8	12	(2) 海岸線 本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成 16 年 3 月 31 日現在、42 万 8,618 メートルとなっている。	(2) 海岸線 本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成 17 年 3 月 31 日現在、42 万 8,618 メートルとなっている。
9	12	(3) 気象	(3) 気象

番号	頁	変更前	変更後
		年平均気温 16.9 °C 最高気温 36.5 °C 最低気温 -0.7 °C 年間降水量 1,932.0 ミリメートル (平成 16 年、横浜地方気象台データ)	年平均気温 16.0 °C 最高気温 35.3 °C 最低気温 -2.2 °C 年間降水量 1,856.0 ミリメートル (平成 18 年、横浜地方気象台データ)
10	12	(1) 人口及び人口分布 本県の人口は、平成 16 年 10 月 1 日現在、 874 万 136 人 (男 441 万 8,052 人 、女 432 万 2,084 人) で、全国人口の 6.8 パーセントを占め、東京都、 大阪府 に次いで全国第 3 位となっている。	(1) 人口及び人口分布 本県の人口は、平成 18 年 10 月 1 日現在、 883 万 7,640 人 (男 446 万 3,639 人 、女 437 万 4,001 人) で、全国人口の 6.9 パーセントを占め、東京都に次いで全国第 2 位となっている。
11	12	人口密度は、1 平方キロメートル当たり 3,618 人で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位の人口過密県となっている。	人口密度は、1 平方キロメートル当たり 3,658 人で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位の人口過密県となっている。
12	12	地域別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、次のとおりである。 横浜地域 355 万 5,473 人 (40.7 パーセント) 川崎地域 130 万 6,021 人 (14.9 パーセント) 横須賀三浦地域 73 万 9,184 人 (8.5 パーセント) 県央地域 144 万 7,612 人 (16.6 パーセント) 湘南地域 125 万 6,634 人 (14.4 パーセント) 足柄上地域 11 万 2,042 人 (1.3 パーセント) 西湘地域 24 万 9,551 人 (2.9 パーセント) 津久井 地域 7 万 3,619 人 (0.8 パーセント)	地域別の人口分布状況（総人口に占める割合）は、次のとおりである。 横浜地域 360 万 2,758 人 (40.8 パーセント) 川崎地域 134 万 2,262 人 (15.2 パーセント) 横須賀三浦地域 73 万 5,733 人 (8.3 パーセント) 県央地域 82 万 5,742 人 (9.3 パーセント) 湘南地域 126 万 6,481 人 (14.3 パーセント) 足柄上地域 11 万 2,066 人 (1.3 パーセント) 西湘地域 24 万 8,881 人 (2.8 パーセント) 県北 地域 70 万 3,717 人 (8.0 パーセント)
13	12	また、平成 12 年国勢調査の結果では、昼間人口は 763 万 3,783 人 、夜間人口は 847 万 5,229 人 となっており、昼夜間人口比率は 90.1 である。	また、平成 17 年国勢調査の結果では、昼間人口は 790 万 5,219 人 、夜間人口は 875 万 3,034 人 となっており、昼夜間人口比率は 90.3 である。
14	12	県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が 100 以上となっているのは、 8 市区町（横浜市西区、横浜市中区、箱根町、 川崎市川崎区 、	県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が 100 以上となっているのは、 7 市区町（横浜市西区、横浜市中区、箱根町、 中井町 、 川崎

番号	頁	変更前	変更後
		中井町、厚木市、横浜市神奈川区、平塚市 の順) で、最も高いのは横浜市西区の 209.8 となっている。	市川崎区、厚木市、平塚市 の順) で、最も高いのは横浜市西区の 198.8 となっている。
15	12	さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、 113 万 5,685 人(うち通勤 98 万 257 人、通学 15 万 5,428 人)、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、29 万 4,239 人(うち通勤 23 万 8,343 人、通学 5 万 5,896 人)で、流出超過人口は 84 万 1,446 人となっている。	さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、 114 万 3,167 人(うち通勤 100 万 2,452 人、通学 14 万 715 人)、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、29 万 5,352 人(うち通勤 24 万 5,356 人、通学 4 万 9,996 人)で、流出超過人口は 84 万 7,815 人となっている。
16	13	(2) 土地 本県の面積は、平成 16 年 10 月 1 日現在、24 万 1,585 ヘクタールで、全国総面積の 0.64 パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で 5 番目に狭い県となっている。	(2) 土地 本県の面積は、平成 18 年 10 月 1 日現在、24 万 1,584 ヘクタールで、全国総面積の 0.64 パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で 5 番目に狭い県となっている。
17	13	県の総面積のうち都市計画区域は、19 万 9,640 ヘクタールで、県の総面積の 82.6 パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、9 万 3,172 ヘクタールで、県の総面積の 38.6 パーセントとなっている。	県の総面積のうち都市計画区域は、19 万 9,652 ヘクタールで、県の総面積の 82.6 パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、9 万 3,171 ヘクタールで、県の総面積の 38.6 パーセントとなっている。
18	13	(3) 市町村 県内には、平成 18 年 3 月 20 日現在、19 市 15 町 1 村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市の 2 市、中核市(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。)は、横須賀市、相模原市の 2 市、特例市(地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市をいう。)は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の 5 市となっている。	(3) 市町村 県内には、平成 19 年 4 月 1 日現在、19 市 13 町 1 村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市の 2 市、中核市(地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。)は、横須賀市、相模原市の 2 市、特例市(地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市をいう。)は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の 5 市となっている。
19	13	また、平成 18 年 4 月 1 日現在、保健所設置市(地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の政令で定める市をいう。以下同じ。)は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市の 5 市となっている。	また、平成 19 年 4 月 1 日現在、保健所設置市(地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号)第 5 条第 1 項の政令で定める市をいう。以下同じ。)は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市の 5 市となっている。
20	14	ア 道路 本県には、高速自動車国道 2 路線をはじめ、一般国道 19 路線、主要地方道 58 路線(県	ア 道路 本県には、高速自動車国道 2 路線をはじめ、一般国道 19 路線、主要地方道 58 路線(県

番号	頁	変更前	変更後
		道 48 路線、市道 10 路線)、県道 123 路線、市町村道等があり、その総延長は、平成 17 年 4 月現在、2 万 4,971 キロメートルである。	道 48 路線、市道 10 路線)、県道 123 路線、市町村道等があり、その総延長は、平成 18 年 4 月現在、2 万 5,118 キロメートルである。
21	14	イ 鉄道 県内の鉄道は、平成 17 年 3 月 31 日現在、J R が 13 路線、延長 311.1 キロメートル、駅数 110 駅、私鉄が 22 路線、延長 296.5 キロメートル、駅数 237 駅、横浜市営地下鉄が延長 40.4 キロメートル、駅数 32 駅であり、平成 15 年度における県内各駅の 1 日平均合計乗車人員は約 675 万人となっている。	イ 鉄道 県内の鉄道は、平成 18 年 3 月 31 日現在、J R が 13 路線、延長 311.1 キロメートル、駅数 110 駅、私鉄が 21 路線、延長 295.8 キロメートル、駅数 236 駅、横浜市営地下鉄が延長 40.4 キロメートル、駅数 32 駅であり、平成 16 年度における県内各駅の 1 日平均合計乗車人員は約 687 万人となっている。
22	14	また、1 日平均乗車人員が 15 万人を超える駅は、横浜駅 (93 万 8,837 人)、川崎駅 (21 万 1,198 人)、藤沢駅 (17 万 4,511 人)、武蔵小杉駅 (15 万 6,598 人) となっている (平成 15 年度)。	また、1 日平均乗車人員が 15 万人を超える駅は、横浜駅 (102 万 6,793 人)、川崎駅 (21 万 3,811 人)、藤沢駅 (17 万 6,653 人)、武蔵小杉駅 (15 万 8,913 人) となっている (平成 16 年度)。
23	15	なお、平成 16 年中に本県を訪れた観光客の推計延人数は、1 億 5,923 万 7 千人で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は 1 億 4,625 万 1 千人、宿泊観光客の推計延人数は 1,298 万 6 千人となっている。	なお、平成 17 年中に本県を訪れた観光客の推計延人数は、1 億 6,115 万 8 千人で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は 1 億 4,840 万 4 千人、宿泊観光客の推計延人数は 1,275 万 4 千人となっている。
24	15	(7) 在日米軍施設 本県には、平成 17 年 12 月 14 日現在、日米安全保障条約第 6 条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設 (いわゆる米軍基地) が 15 か所あり、その面積は約 2,090 万平方メートルで、県の総面積の約 1 パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。	(7) 在日米軍施設 本県には、平成 19 年 3 月 31 日現在、日米安全保障条約第 6 条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設 (いわゆる米軍基地) が 15 か所あり、その面積は約 2,090 万平方メートルで、県の総面積の約 1 パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。
25	15	また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、平成 17 年 10 月 31 日現在、 8,956 人在籍しており、全国 (2 万 5,391 人) の 35.3 パーセントを占め、全国第 2 位となっている。	また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、平成 19 年 11 月 30 日現在、 9,111 人在籍しており、全国 (2 万 5,546 人) の 35.7 パーセントを占め、全国第 1 位となっている。
26	16	イ 原子力関連施設等 本県には、原子力関連施設として、核燃料加工施設が 1 施設、 試験・研究炉 が 1 施設	イ 原子力関連施設等 本県には、原子力関連施設として、核燃料加工施設が 1 施設、 試験研究用原子炉施設

番号	頁	変更前	変更後
		ある。	<u>等</u> が2施設ある。
27	16	<u>また、このほかに、使用済み核燃料を保管している施設が1施設ある。</u>	
28	19	(1) 総務部 ・ 非常通信体制の整備（ <u>防災行政無線の維持管理及び</u> 災害時優先電話の確保）に関すること。 ・ 情報収集・提供体制の整備（固定電話、 <u>防災行政無線</u> 等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。	(1) 総務部 ・ 非常通信体制の整備（災害時優先電話の確保）に関すること。 ・ 情報収集・提供体制の整備（固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。
29	23	(3) 指定地方行政機関との連携 県は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る	(3) 指定地方行政機関との連携 県は、国民保護措置を円滑に実施できるよう、指定地方行政機関との連携を図る。
30	23	(2) 近隣都県との連携 県は、広域にわたる避難や救援に関し、近接する東京都、山梨県及び静岡県並びに八都県市防災対策委員会の構成員である埼玉県及び千葉県との間で緊密な連携を図る。	(2) 近隣都県との連携 県は、広域にわたる避難や救援に関し、近接する東京都、山梨県及び静岡県並びに八都県市防災・ <u>危機管理</u> 対策委員会の構成員である埼玉県及び千葉県との間で緊密な連携を図る。
31	26	(2) 県は、 <u>神奈川地区</u> 非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、連携を図る。	(2) 県は、 <u>関東地方</u> 非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用できるよう、連携を図る。
32	26	(3) 県は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政 <u>無線</u> 等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。	(3) 県は、無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政 <u>通信網</u> 等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。
33	27	(1) 情報収集・提供のための体制の整備 県は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び <u>住民</u> に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。	(1) 情報収集・提供のための体制の整備 県は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び <u>県民</u> に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。
34	29	1 国民の権利利益の救済に係る体制整備 県は、 <u>国民</u> からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処	1 国民の権利利益の救済に係る体制整備 県は、 <u>県民</u> からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するなど、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処

番号	頁	変更前	変更後
		理する体制を整備する。	理する体制を整備する。
35	30	ク 知事は、住民の避難に関する訓練を行う場合は、必要に応じ住民に対し訓練への参加について <u>の</u> 協力を要請する。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。	ク 知事は、住民の避難に関する訓練を行う場合は、必要に応じ住民に対し訓練への参加について協力を要請する。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
36	44	(2) 通信輻輳により生じる混信等の対策 県は、武力攻撃事態等において、通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、防災行政 無線 の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。また、防災行政 無線 の統制局が被災した場合にあっても、通信を確保するため、 代行統制局 を確保する。	(2) 通信輻輳により生じる混信等の対策 県は、武力攻撃事態等において、通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、防災行政 通信網 の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。また、防災行政 通信網 の統制局が被災した場合にあっても、通信を確保するため、 衛星通信 を確保する。
37	44	(3) 各種通信手段の利用 県は、電話、防災行政 無線 等が使用不能となった場合、 神奈川地区 非常通信協議会の構成員の協力を得て、通信の確保を図る。	(3) 各種通信手段の利用 県は、電話、防災行政 通信網 等が使用不能となった場合、 関東地方 非常通信協議会の構成員の協力を得て、通信の確保を図る。
38	46	ア 県が、国民保護措置の実施のため、 事務又は 事務の一部を他の都道府県に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。	ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の都道府県に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。
39	46	(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人 及び日本郵政公社 ）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。	(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。
40	50	ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときは、直ちに、防災行政 無線 等を通じて、市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。	ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が総務大臣から通知されたときは、直ちに、防災行政 通信網 等を通じて、市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。
41	56	ア 着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空 機 攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国	ア 着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国

番号	頁	変更前	変更後
		全体としての調整等が必要となるため、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難を指示する。	全体としての調整等が必要となるため、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難を指示する。
42	58	5 市町村による避難実施要領の策定	5 市町村による避難実施要領の策定 等
43	60	(2) 救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること 知事は、救援を迅速に行うため必要があると認め、知事の権限に属する救援の事務の一部を市町村長（指定都市の長を除く。以下この章において同じ。）が行うこととする場合には、当該市町村長に対し、当該市町村長が行う事務の内容及び期間を通知する とともに、 公示する。	(2) 救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること 知事は、救援を迅速に行うため必要があると認め、知事の権限に属する救援の事務の一部を市町村長（指定都市の長を除く。以下この章において同じ。）が行うこととする場合には、当該市町村長に対し、当該市町村長が行う事務の内容及び期間を通知する。 この場合において、国民保護法第 80 条から第 85 条までに規定する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、直ちにその旨を 公示する。
44	61	ア 避難所の開設 場所	ア 避難所の開設
45	63	(イ)災害医療拠点病院をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものと する 。	(イ)災害医療拠点病院をはじめとする医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、地域における医療救護活動に努めるものとする。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行うものと されている 。
46	65	(エ)市町村は、身元の確認ができず 警察から引渡された 死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。	(エ)市町村は、身元の確認ができず 所轄警察署から引渡しを受けた 死体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）及び行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）により処理するものとする。
47	69	ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に 住民 に周知する。	ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及び F A X 番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に 県民 に周知する。
48	78	(5) 国への措置命令の要請等 知事は、 住民 の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要	(5) 国への措置命令の要請等 知事は、 県民 の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要

番号	頁	変更前	変更後
		な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。	な措置を講ずべきことを命令するよう要請する。
49	85	(1) 県は、 電話、防災行政無線その他の通信手段により 、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。	(1) 県は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
50	85	2 市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等 市町村は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるものとし、火災・災害等即報要領に基づき、被災情報の第一報を県に報告するものとする。	2 市町村及び指定地方公共機関における被災情報の報告等 市町村は、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めるものとし、火災・災害等即報要領に基づき、被災情報の第一報を 消防庁及び 県に報告するものとする。
51	91	4 交通規制等の周知徹底 県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、 住民 、運転者等に周知徹底を図る。	4 交通規制等の周知徹底 県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、 県民 、運転者等に周知徹底を図る。
52	96	(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の 被害状況について 緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。	(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の緊急点検を実施し、 これらの被害状況等を把握 するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
53	96	(2) 通信機器の応急の復旧 県は、武力攻撃災害により、 防災行政無線 等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員による復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。	(2) 通信機器の応急の復旧 県は、武力攻撃災害により、 防災行政通信網 等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員による復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。